

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年4月15日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課長 陣内 清

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 委託業務名    | 車両ラッピング施工業務委託         |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添仕様書による              |
| (3) 履行期間     | 契約締結の日から令和6年6月30日まで   |
| (4) 履行場所     | 佐賀県健康福祉部健康福祉政策課が認めた場所 |

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 九州内に本店又は支店を有する者

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当課

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 健康づくり・歯科保健担当（新館3階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7075

電子メールアドレス kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

#### (2) 入札仕様書の交付期間及び交付方法

令和6年4月15日（月）から令和6年4月22日（月）まで佐賀県ホームページに掲載する。

### 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書、誓約書、その他必要時、関係書類を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和6年4月22日（月）午後5時まで必着

(2) 入札参加資格の確認結果は、令和6年4月24日（水）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 5 入札書

上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提出期限 令和6年4月25日（木）午後1時30分まで必着

(2) 入札書の様式は別紙のとおりとする。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 6 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年4月25日（木）午後1時30分～

(2) 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館3階 健康福祉部部内会議室

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

## 7 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ①入札保証金

ア 入札の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額（発行金額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保障若しくは裏書をした手形券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適切に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

#### ②契約保証金

ア 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模

の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- オ 1人で2以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のない者
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再度入札に関する事項

第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。  
再度入札は2回（1回目の入札を含め3回）までとし、2回目の再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(7) 入札者に求められる義務

入札者は、提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(8) 質問等

公告の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し令和6年4月22日(月)午後5時までに3の(1)まで持参又は郵送、又はメールで送付すること。回答は、令和6年4月24日(水)までに電子メールで行う。

(9) その他 入札説明書による。